

年 月 日

武蔵野市長 殿

建築主等 住所

氏名 印

電話番号 ()

土地所有者
(関係権利者) 住所

氏名 印

電話番号 ()

狭あい道路拡幅整備協議申請書

武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱第4条の規定により、下記の土地について協議を申請します。

記

(協議箇所)	
建築場所	住居表示 武蔵野市 丁目 番号
	地番 武蔵野市 丁目 番
後退用地等	地番 武蔵野市 丁目 番
道路区分	建築基準法上の区分 <input type="checkbox"/> 第42条第2項 <input type="checkbox"/> 第42条第1項第5号 <input type="checkbox"/> その他 ()
	道路法上の区分 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 (所有者 <input type="checkbox"/> 武蔵野市 <input type="checkbox"/> その他)
まちづくり条例第2条第1項第7号の開発事業に該当	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
代理人	住所 氏名 電話番号
建築業者	会社所在地 会社名
	担当者 電話番号
建築工期 注 変更があった場合は、必ず市に連絡すること。	(着工) 年月日 (竣工) 年月日 (引渡し) 年月日
添付書類	案内図・公図写・登記事項証明書・配置図 (各2部) 注 公図及び登記事項証明書に関しては登記官印影があるもの(コピー可)を添付してください。

市記入欄

現地調査日	延長 (m)	後退距離 (m)	整備面積 (㎡)	備考
				※

- 1 開発事業 2 市管理外 3 後退なし 4 協議不調 5 位置指定申請調査
6 整備依頼 7 その他

(協 議 事 項)

1 後退用地等について

(1) 土地の取扱い

- 土地所有者が市に無償で貸与する。
 土地所有者が市に寄附する。
 後退なし その他 ()

(2) 非課税手続

- 市が行う。 非課税措置済 市で行わない。

2 整備について

(1) 整備方法

- 本整備 仮整備 モルタル等仕上げ その他 ()

(2) 整備を行う者

- 市 建築主等 開発事業者 整備なし

3 注意事項その他

- 1 本土地の所有権等に移転が生じたときは、当該移転の相手方にこの協議における申請者の地位を承継します。
- 2 本協議内容を建築業者及び外構業者等と共有します。
- 3 市が整備を行う場合、整備時期は当該建築工事の完了後、外構工事の着手前を原則とし、建築主等は建築工事完了（外構工事着手）の1か月前までに市へ必ず連絡します。後退用地等に支障物件がある場合は、当該物の移設又は除去を建築主等にて行います。
- 4 仮整備又はモルタル等仕上げの場合は、当該道路の改修工事等に合わせて本整備を実施します。
- 5 開発事業に該当する場合、道路管理者と協議を行います。本協議後に開発事業に該当した場合も同様とし、整備方法等については道路管理者との協議に従います。
- 6 建築主等及び開発事業者が整備を行う場合は、整備完了後市に報告します。

年 月 日

武蔵野市長 殿

建築主等 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () _____

注 土地所有者と異なる場合又は本土地に関
係権利者が他にある場合は、承諾を得たうえ
で申請してください。

後退用地等無償貸与申出書

武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱第6条第1項の規定により、私所有の土地を、下記のとおり道路敷地として市へ無償貸与します。

記

1 後退用地等の表示

武蔵野市 丁目 番 のうち 現況地積 m²
(ただし、境界確定により地積に増減が生じたときは、その確定地積とする。)

2 貸与期間

道路存続期間とする。

3 その他

- (1) 本土地の所有権に移転が生じるときは、当該移転の相手方に本無償貸与に係る権利及び義務を承継します。
- (2) 狭あいⅡ型整備又はモルタル等仕上げの場合は、当該道路の改修等に合わせ狭あいⅠ型整備（L形後退）を行うことに同意します。

4 同意

上記の内容にて申出者が市に無償貸与を申し出ることにより同意します。

土地所有者 住 所 _____

氏 名 _____ 印